

（ 令和 4 年 1 月 2 8 日
議会運営委員会決定 ）

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果（案）

No. （優先度C1）	
検討課題	本会議における委員会審査報告（報告者、質疑等）
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>1 委員会審査報告書の記載内容の見直し 委員会に付託された議案、請願及び陳情等の審査における経過及び結果報告の一環として、議案等に対する賛否の状況を審査報告書に記載することとし、別紙のとおり審査報告書を変更する。なお、変更の開始時期については、年度における統一性の観点から来年度からとする。</p> <p>2 報告の方法 現状、特別委員会における調査報告では、本会議において委員長自らが登壇して報告している。また、それ以外の審査報告では、審査報告書を配布し、区議会事務局次長が審査報告書を朗読している。効率的な議事運営に鑑み、今後も現行の方法により報告する。</p>
その他	

令和 年 月 日

墨田区議会議長

様

委員長

委員会議案審査報告書

本委員会は、 月 日付託された議案審査の結果、次のとおり決定したから報告する。

<パターン1：簡易表決の場合>

- ・議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(審査結果)
原案どおり可決(否決)することに、異議なく決定した。

<パターン2：起立表決の場合>

<パターン3：2議案以上の場合 部分>

- ・議案第〇〇号 令和〇年度墨田区一般会計補正予算
- ・議案第××号 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
(審査結果)
以上2議案は、それぞれ起立表決の結果、原案どおり可決(否決)することに決定した。

<パターン4：付帯決議の場合>

- ・議案第 号 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
(審査結果)
起立表決の結果、次の付帯決議を付して原案を可決することに決定した。
付帯決議
墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの・・・

令和 年 月 日

墨田区議会議長

様

委員長

委員会陳情(請願)審査報告書

本委員会は、 月 日付託された陳情(請願)審査の結果、次のとおり決定したから報告する。

に関する陳情(請願)(第 号)

陳情(請願)者 墨田区

会 会長 A

採択

<パターン1:簡易表決の場合>

(審査結果)

採択すべきものと、異議なく決定した。

<パターン2:起立表決の場合、執行機関送付>

(審査結果)

起立表決の結果、下記意見を付して、採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した。

不採択

<パターン3:起立表決の場合>

(審査結果)

起立表決の結果、下記理由により不採択とすべきものと決定した。

記

(理由)趣旨に沿うことは困難である。(意見)趣旨に沿うよう努力されたい。